

# 2016年6月定例県議会

## 1 本会議一般質問

村岡正嗣議員

(2016年6月13日)

- |   |   |
|---|---|
| <p>1 大震災被災者への全力の支援と防災のまちづくりについて</p> <p>(1) 熊本地震の被災者支援とその教訓を生かしたまちづくり</p> <p>(2) 東日本大震災の自主避難者への住宅支援を継続すべき</p> <p>2 高齢者の福祉と権利、生きがいと社会参加について</p> <p>(1) シルバー人材センターの適正運営で、高齢者の生きがい保障を</p> <p>(2) だれもが安心できる介護保険制度について</p> <p>3 県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性ある支援について</p> | <p>(1) 全事業者を視野とした実態調査できめ細かな支援を</p> <p>(2) 所得税法第56条を廃止し、業者婦人の労働を正當に評価すること</p> <p>(3) 若者が希望の持てる業界へ、改正「担い手3法」と建設産業の振興を</p> <p>4 すべての県民に文化芸術活動が保障される県政へ</p> <p>(1) 公立による文化芸術施設の役割とその推進について</p> <p>(2) 県民と地域に愛される公立美術館へさらなる支援を</p> <p>(3) 県内の名建築を文化財として再評価し未来へつなげること</p> |
|---|---|

## 1 大震災被災者への全力の支援と防災のまちづくりについて

- (1) 熊本地震の被災者支援とその教訓を生かしたまちづくり

Q. 村岡正嗣議員

日本共産党の村岡正嗣です。

日本共産党埼玉県議団を代表して一般質問を行います。

まず、傍聴においでいただいた皆様に感謝を申し上げます。

私は、一般質問において政権批判は厳しいですが、他党批判に利用することなどは厳に慎んでいます。それを口にしたら、自分自身が恥ずかしくなるからです。そうした思いで通告に従い、順次質問に入らせていただきます。

甚大な被害をもたらした熊本地震発生から約2か月となりました。まず、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。2日間で震度7が2回、余震は1,000回を超え、多くの家屋や事業所が破壊されました。いまだに体育館などへ避難を余儀なくされる方がおります。り災証明書の発行の遅れが指摘されていますが、

埼玉県がり災証明担当職員など250人以上の職員の派遣を行うなど、被災者支援を行ったことに敬意を表します。今後も、全力で支援要請に応えていただきたいと強く要望しておきます。

今回の熊本地震の特徴の1つは、建物被害にあり、想定外の避難者が生まれたことにあります。このことを教訓として、本県においても被害想定避難者数の検証が求められます。また、防災拠点の耐震化について、公共施設の未耐震建築物はあと僅かとなっており、今年度何としても耐震化を完了すべきです。ライフラインでは、特に浄水場の耐震化と水道管耐震化は長期計画とされておりますが、一刻も早く耐震化を完了すべきと指摘をしておきます。その上で、知事にお伺いします。

熊本地震では、5市町が庁舎使用不能となるなど、深刻な事態が起きました。その教訓からも、本県として県及び市町村庁舎の耐震化を急ぐことは当然ですが、耐震化の完了を待つことなく、まずBCP（事業継続計画）の策定が必要です。現在、17市町村が未策定とのことですが、早急に策定すべきと考えますが、知事の見解を求めます。

また、熊本地震では車中泊に象徴された避難生活や障害者、高齢者など社会的弱者の避難が大きな問題となりました。「小学校は避難所と聞いたが、周囲に迷惑が掛かるといけないと思った」と知人宅を転々とした精神障害の方がいました。埼玉県の障害を持つ女性からは、「いざというときは夫婦2人、家で震えているしかない、動けないから」との声もお聞きしました。

災害対策基本法は、避難行動要支援者名簿の策定を市町村に義務付けていますが、本県では未策定が残り9市町村です。ここで名簿と一体として重要なことは、どの要支援者を誰がどう避難させるかという避難支援に係る個別計画ですが、策定している自治体は27市町に過ぎません。

そこで、福祉部長に伺います。全市町村での

要支援者名簿の策定は当然として、個別計画についても県内全ての市町村で早期に策定すべきと考えますが、御答弁ください。

さらに、熊本地震では避難所の在り方も問題となりました。特に、要支援者の方にとっては学校や体育館という一次避難所の生活は耐え難いものがあります。二次避難所＝福祉避難所への移行が求められます。本県では、福祉避難所は769か所が指定されておりますが、実際指定施設とされた特養などにお話を伺うと、うち15人お願いと言われておりますが、もともとの利用者がいるので15人もどうやって介護すればいいのかと当惑しておられます。とりあえず指定はされているが、その先は曖昧というのが埼玉県の現状です。福祉避難所の指定とともに、障害者、高齢者介護の応援体制まで明確にすべきです。県として市町村の福祉避難所運営マニュアルの状況をつかみ、実効性あるものにする事及び福祉避難所職員の研修や備蓄などが必要と考えます。以上、お答えください。

最後に、熊本地震では当初、支援物資が届かない避難所があると分配の不備も起きました。そのことは、災害時における県職員、市町村職員の役割の重さを改めて浮き彫りにしました。また、東日本大震災時の本県職員の過重労働は記憶に新しいところです。

私は、本県が職員定数を一貫して減らし続け、今や全国で最低割合にあることに改めて防災の観点からも危機感を抱かざるを得ません。知事、危機管理部門は言うまでもなく、各部局の職員定数を減らすのではなく拡充すべきです。答弁を求めます。

A．上田清司知事

「大震災被災者へ全力の支援と防災のまちづくりについて」のうち、「熊本地震の被災者支援とその教訓を生かしたまちづくり」についてでございます。

まず、事業継続計画についての御質問ですが、熊本地震では一部の市町村において庁舎が被災し、被災証明書の発行など被災者への対応が遅れたと聞いております。役所は、いついかなるときも住民生活に欠かせない重要な業務を継続しなければならないと思います。

例えば、市民会館で役所機能を果たすと宣言した瞬間から、その場所で対応できる体制を整えることが重要です。そのため、事業継続計画を策定し、代替庁舎の指定や住民台帳など重要なデータのバックアップなどを行うことが必要です。

本県では、平成21年3月に業務継続計画を策定いたしました。一方、市町村では必要性は認識していたものの、他の業務を優先することなどから計画の策定が進んでおりませんでした。そこで、全市町村を対象にセミナーを繰り返し開催するなど、様々な取り組みを実施して後押しをしてまいりました。その結果、平成28年3月末現在で計画策定済みの市町村数が46まで増えております。御案内のように、まだ17の市町村が未策定となっております。ただ、今年度、担当部局において4月と6月の2回にわたり市町村に対し早期に策定するように改めて依頼しました。熊本地震のこともあり、今年度全ての市町村で計画の策定に着手しております。本県は、業務継続計画の早期策定に向けて個別に助言を行うなど、引き続き支援をしてまいりますので、この部分については何とか今年度中に片がつくものではないかと思っているところでございます。

次に、各部局の職員定数の拡充についてでございます。

厳しい財政状況に加え、今後の高齢化の進展や人口減少時代の到来を踏まえると、簡素で効率的な組織体制を考えなければならないと思っております。これまでにITの活用や民間委託の導入など、業務のやり方を見直すことで行政サービスを低下させることなく定数削減を行っ

てまいりました。定数を削減しても時間外勤務は増えておりません。平成16年度は職員1人当たりの月平均で11.6時間でしたが、震災関連業務の多かった平成23年度ですらも11.3時間にとどまっております。

その一方で、震災対策や児童虐待防止対策など、県民生活の安心・安全につながる重要課題には、その都度増員もしております。例えば、増加する児童虐待に対応するため、平成28年度に児童相談所に5人増員をいたしました。また、震災対策では東日本大震災時に復興支援や放射線、帰宅困難者対策のため、危機管理防災部をはじめ環境部や農林部に19人増員をいたしました。加えて、平成28年度には首都直下型地震や近年頻発する集中豪雨対策など、大規模災害への備えに対して6人増員をしたところでございます。引き続き、組織や業務の合理化に努めながらも、震災対策をはじめとした県政の重要課題についてはしっかりと増員も含めた組織体制をしてまいります。

#### A. 福祉部長

御質問1、「大震災被災者へ全力の支援と防災のまちづくりについて」の(1)「熊本地震の被災者支援とその教訓を生かしたまちづくり」についてお答えを申し上げます。

まず、個別計画の策定についてでございます。計画の策定には、避難を誘導するものとして計画に位置付けられることへの抵抗感や高齢化などに伴う成り手不足などの課題がございます。そこで、市町村担当者への研修会において支援者の確保に当たり、複数の近隣住民や地域ぐるみで対応している具体的な事例を紹介しております。また、未策定の市町村には職員が個別に訪問して早期の策定を要請したところ、本年度中に37の市町村が策定を終える見込みです。県といたしましては、全ての市町村において個別計画が策定されるよう、引き続き働き掛けて

まいります。

次に、福祉避難所運営マニュアルの状況についてでございます。

県では、福祉避難所運営マニュアルのひな型を示すとともに、職員が市町村を訪問し作成を促してまいりましたが、策定した市町村は本年4月1日現在19にとどまっております。今後、未策定の市町村には早期の策定を促すとともに、策定済みの市町村には内容をより実効性のあるものに見直すよう働き掛けてまいります。

次に、福祉避難所職員の研修や備蓄についてでございます。

県では市町村に対し、会議の場などで実践的な研修である開設訓練を福祉避難所の職員とともに実施し、訓練の中で備蓄状況等の確認も行うよう要請してまいりました。本年4月1日現在、開設訓練実施済み市町村は18となっておりますが、全ての市町村が実施するよう引き続き働き掛けてまいります。

## (2) 東日本大震災の自主避難者への住宅支援を継続すべき

### Q・村岡正嗣議員

東日本大震災から5年、現在においても約16万人の皆さんが避難生活を続けています。福島県は災害救助法に基づき、全国に及ぶ避難者に住居を無償提供してきましたが、昨年6月に自主避難者については無償提供を2017年3月末で打ち切ると表明しました。埼玉県内に自主避難している方は約1,000人です。自主的に避難している人の中には、放射線量が心配で戻れませんかとお母さんもいます。また、ある県営住宅に住む方は、自治会の役員をするなど地域コミュニティの要となる役割を担っている人もいます。一方で、子どもとともに福島を復興したいと考え、福島県に住み続けている

方もおられます。大事なことは、福島県に住みたい人も埼玉県に住む決心をした人も、共に被災者として支援を続けるべきだということです。来年3月末の自主避難者への支援打ち切りについて、知事はどう思われますか、見解を求めます。

現在、埼玉県の県営住宅には67人の自主避難者がいます。県は来年度の住宅支援打ち切りに備えて、今年度県営住宅の入居募集において、自主避難者への専用枠として2016年度には100戸程度を設定したと聞いております。しかし、既に県営住宅に住んでいる避難者の中には、別の部屋に引っ越すのは経済的に厳しい、いろいろ悩んだけれども、今回の募集は見送ったという方もいます。現在の住戸での居住の継続を認めるとともに、自主避難者で県営住宅入居を希望する方には極力希望に応じるべきと考えますが、都市整備部長の答弁を求めます。

### A・上田清司知事

次に、「東日本大震災の自主避難者への住宅支援を継続すべき」についてでございます。

私も、全国知事会の東日本大震災復興協力本部長として、被災地の復興支援に取り組んでおります。内堀福島県知事ともしばしば連絡を取り合っていますが、福島県の基本的な方針は、県外自主避難者にできる限り戻っていただきたいという基本的な考え方を持っておられます。自主避難者への住宅の無償提供は、これまで期間の延長を繰り返してまいりました。福島県としては、単に打ち切るのではなくて、福島県外の民間賃貸住宅にお住まいの方々には所得により平成29年度は3万円を限度に、30年には2万円を限度とする支援策などを講じて、一種の緩和策を取っておられます。内堀知事としても、苦渋の決断であったものと拝察しております。

自主避難者の皆さんの中には、避難している

ところに住み続けたいという方と、あるいは戻るかどうかを決めかねておられる方などもおられます。本県としては、そうした方々の意向を十分把握するため、福島県と連携して本年5月から戸別訪問を行うなど丁寧に対応しているところでございます。引き続き、本県としてはできるだけだけの支援を行いながら対応してまいります。

#### A．都市整備部長

御質問1、「大震災被災者へ全力の支援と防災のまちづくりについて」の(2)「東日本大震災の自主避難者への住宅支援を継続すべき」のうち、居住の継続を認めるとともに自主避難者の希望に極力応じるべきについてお答えを申し上げます。

県では、平成29年度以降も県営住宅に住み続けたい自主避難者や新たに居住をしたい方に対して、平成28年度の4回の定期募集で合計100戸程度の専用枠を設ける予定です。また、専用枠以外の県営住宅を希望する方には抽選の際に優遇もしております。去る4月に10戸の専用枠を設置し、募集したところ、県営住宅にお住まいの3世帯の入居が決定し、専用枠以外でも1世帯の入居が決定しました。現在お住まいの住戸に継続居住を希望される方には、御希望に沿った対応をいたしました。今後も福島県と連携し、県営住宅への入居を希望する自主避難者の意向に沿えるよう努めてまいります。

## 2 高齢者の福祉と権利、生きがいと社会参加について

### (1) シルバー人材センターの適正運営で、高齢者の生きがい保障を

#### Q．村岡正嗣議員

本県においても急速な少子高齢化が進んでおります。少子化現象は克服されるべき課題ですが、長寿が増えることは喜ばしいことです。知事は、シニア革命を掲げ、仕事がしたい人は仕事ができる、趣味の世界を深めたい、あるいはボランティアをやりたいようなシニアの人たちが活躍できる枠組みをしっかりとつくと述べています。この点を踏まえ、質問いたします。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、定年退職後に臨時的かつ短期的、または軽易な仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るというものです。市町村ごとにセンターが構成され、全県では連合組織をつくり、埼玉県の指導、援助を受けています。会員数4万7千人、契約金額は200億円に上ります。今や地域の皆さんの助っ人として重要な存在です。

先日、私は川口市のシルバー人材センターを視察してまいりました。併設した作業所では、放置自転車の修理が行われていました。77歳という方が御自身の経験を生かして、生き生きと修理に取り組む姿は素晴らしいものでした。これらを踏まえ、地域の高齢者のエネルギーを引き出すシルバー人材センターを大いに発展させてほしいと考え、以下、産業労働部長に質問いたします。

初めに、専門的技能を有する会員を大切に、研修等で専門性を身に付ける取組を重視すべきことについて、また、シルバー人材センターの今後の在り方、発展の方向性についてもお答えください。

次に、克服すべき課題についてです。会員は、請負事業では労災・雇用保険には加入しておらず、民間保険での対応となります。また、シルバーの方が安いとあって仕事を取られたなどの指摘もあります。

特に、若年層の非正規化が進む現状では、青年の仕事をリタイア後の労働者が奪いかねませ

ん。学校用務員や子育て支援員、高齢者支援員など、責任の重い業務や高所でのせん定作業など危険な業務が行われているとの指摘もあります。そこで伺います。私は、民業を圧迫しない、危険な業務には従事させないということを前提として、請負業務においては厳密に臨時・短期・軽易な業務に限定すべきと考えますがどうか。また、年金の削減など家計収入が減る中で、僅かでも収入を増やしたいとする高齢者が増えていることも事実です。今後、臨時・短期・軽易という請負の範囲を超える業務を提供する場合は、労働者としての権利の保障された派遣や紹介業務とすべきと考えます。以上、答弁を求めます。

#### A．産業労働部長

御質問2、「高齢者の福祉と権利、生きがいと社会参加について」、お答えを申し上げます。

まず、(1)「シルバー人材センターの適正な運営で、高齢者の生きがい保障を」についてのお尋ねのうち、専門性を身に付ける取り組みについてです。

シルバー人材センターでは、会員の専門性を高め、その能力を発揮していただけるよう、様々な技能講習を実施しています。昨年度は、ハウスクリーニングや調理補助、介護補助などの技能講習を開催し、約1000人の就業につなげました。県としてもこうした取り組みを支援し、会員の活躍の場を広げてまいります。

次に、シルバー人材センターの今後の在り方、発展の方向性についてです。

各センターでは、地元のニーズや時代の要請を踏まえ、様々な取り組みを行っています。高齢化等に伴い、需要が増加している福祉分野では積極的な役割を担うことが期待されています。平成27年度には高齢者の見守りや調理、買い物などの家事援助サービスを60団体が、学童保育などの補助を行う保育支援サービスを12

団体が実施しております。今後とも、地域の実態や高齢者の就業ニーズを捉え、先進的な取り組みには補助を行うなど、多様なサービスが提供できるよう支援してまいります。

次に、請負業務は臨時・短期・軽易な業務に限定することについてです。

本年4月からセンターが行う派遣と職業紹介については週40時間までの勤務が可能となりました。一方、請負については週20時間までに限定されています。御指摘のとおり、請負については臨時・短期・軽易な業務に限定するよう指導してまいります。

次に、臨時・短期・軽易の範囲を超える場合でも、労働者としての権利を保障された派遣や紹介業務とすることについてです。関係法令の遵守は言うまでもございません。県としても、派遣や職業紹介など適切な雇用形態となるようしっかり指導してまいります。

(2)だれもが安心できる介護保険制度について

#### Q．村岡正嗣議員

安倍自公政権は、増え続ける社会保障費を抑制するために、軽度者の介護保険制度からの切り離しや特養の軽度者締め出しをはじめ、様々な制度改悪を実施しました。その結果、高齢者の中に保険あって介護なしという状況が急速に広がっています。国が高齢者いじめを推し進める中、地方自治体が県民の命と暮らしを守る防波堤として全力を尽くすことが求められていると強く指摘するものです。

そこで、以下、福祉部長へ質問いたします。

今、埼玉県内の介護保険料は平均4,835円、15年余りで約1.8倍となっています。政府は、2025年に全国平均で8,200円にまで保険料が引き上がるとの見通しを示して

います。このような負担の限度を超えた保険料を背景に厚労省の調査では、介護保険料を滞納し、市区町村から資産の差し押さえ決定を受けた65歳以上の高齢者は2014年度に初めて1万人を超えたことが明らかになりました。埼玉県では、15市町で173人に上ると伺いました。

そこで、まず介護保険料滞納による差し押さえの実態について、県はどのように把握しているのか説明を求めます。

また、昨年4月からは年収280万円以上の介護サービス利用者の負担が2割に引き上げられました。そのため、要介護5の80歳の男性では2万7千円余りの利用料が5万6千円となって、訪問看護を60分から30分に変更せざるを得なくなったと聞きました。余りの負担の重さに、介護保険料では3分の2の市町村が、利用料では9割が独自減免制度を設けざるを得なくなっているのが現状です。県としても助成制度を創設し、減免制度を実施している市町村を応援すべきと考えますがどうか。また、国に対しては2割負担の利用料を1割に戻すよう強く働き掛けるべきと考えますが、お答えください。

さらに、次の問題は介護施設の職員確保が本当に難しくなっていることです。こうしたとき、新座市の老人保健施設が65歳以上の労働者について、自動的に社会保険の事業主負担分を給与から天引きしていたとして、労基署の指導で過去の天引き分を労働者に返還したという報道がありました。高齢労働者からの訴えで、県が特別監査に入ったことから、労基署が行政指導に踏み切りました。介護施設では、このような労働法違反が絶えません。

さて、私は川口市内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設を先日視察しましたが、新規採用ができて退職者が多く、いつでも人員不足と聞きました。原因の1つとして、特に特養が原則要介護3以上とされ、重度化、高齢化し、

みとりプランへの移行も増え、職員の過重労働に拍車がかかっていることです。ある施設長さんは、「若い職員にとってはみとりは精神的にきつい。特に夜勤は、いつみとりの人が亡くなるか分からない。その不安やプレッシャーは大きい。入居して1か月以内で亡くなる人もいる」と、介護職の苦勞を語っていましたが、人材の定着には、その苦勞に見合った賃金が保障されるべきです。現状は、介護職員の平均月給は24万円余りに過ぎず、全産業平均と比べていまだに8万6千円もの差があります。国は、介護労働者の処遇改善を声高に打ち出しておりますが、改善には程遠い現状です。

そこで、介護報酬の処遇改善加算ですが、看護職や調理師、運転手などは対象外とされております。その改善については、県も国へ要望を行っていますが、実現していません。引き続き国に強く申し入れていただきたい。また、かつて県が実施していた民間社会福祉施設等職員処遇改善費ですが、高齢者・障害者施設、保育施設などの職員に定額を県が給付し、確実に全ての職員に届くとして大変喜ばれた優れた制度でした。今こそこの制度を復活させるべきです。以上、答弁を求めます。

#### A．福祉部長

次に、御質問2、「高齢者の福祉と権利、生きがいと社会参加について」の(2)「だれもが安心できる介護保険制度について」のお尋ねのうち、介護保険料滞納による差し押さえの実態についてでございます。

県内で差し押さえの決定を受けた方は、平成26年度では15市町、173人で市町村民税が課税されている世帯の方がほとんどでございます。

次に、県として助成制度を創設し、減免を実施している市町村を応援することについてでございます。

介護保険の減免につきましては、保険者である市町村が主体的に行うものですので、県による助成制度の創設は困難であると考えております。

次に、利用料の2割負担を1割負担に戻すことについてでございます。

介護保険制度を持続可能なものとするためにも、高齢者も収入に応じた負担が必要と考えておりますので、1割負担に戻すよう国に働き掛けることは考えておりません。

次に、介護報酬の処遇改善加算の対象職種拡大を国に申し入れることについてでございますが、今後とも引き続き国に対して要望してまいります。

最後に、かつて県が実施していた民間社会施設等職員処遇改善費を復活させることについてでございます。

この事業は、介護保険制度等の導入により福祉サービスの利用が行政が決定する方式から利用者と施設が契約する形に変わったことなどから、平成16年度をもって廃止したものでございます。事業の復活は困難であると考えております。

### 3 県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性ある支援について

#### (1) 全事業者を視野とした実態調査できめ細かな支援を

Q・村岡正嗣議員

アベノミクスの恩恵なんて全く感じられない、これが地域での圧倒的な声です。アベノミクス、消費税増税路線の下、県内中小企業は厳しい経営を余儀なくされています。こうした中、安倍首相は消費税10%増税の先送りを表明せざるを得ませんでした。自公政権によるアベノミ

クスの破綻は、もはや明白です。大企業は史上最高の利益、一方、労働者の実質賃金は5年連続マイナス、5%も目減りです。個人消費は2年連続マイナスです。これは戦後初めての異常事態にほかなりません。国の経済政策をどう見るか、それは地方経済のかじ取りにも関わります。知事は、これまでアベノミクスについて評価できる点と評価しづらい点があるということを考えれば、本当の評価はこれからではないかと発言されてきました。もう結論は出ているのではないのでしょうか。アベノミクスに対する知事の現在の評価をお示しください。

今、自公政権が決断すべきは最悪の不公平税制であり、個人消費を低迷させる消費税増税中止です。社会保障の財源は、大企業や高額所得者の応分の負担で賄うべきと指摘をしておきます。

さて、私は先般、日本一のものづくりのまち、東大阪市を訪問し、中小企業振興条例に基づいた中小企業支援策について学んできました。同市では、条例制定とともに中小企業振興会議を発足、その中に「モノづくり支援施策のあり方検討会」など、更にきめ細かな体制を確立し、2014年に提言を行いました。同市の優れている点は、施策の根本に大規模な事業所アンケートを据えていることです。2007年に6000社中3770事業所を対象としたアンケートを皮切りに5年ごとにアンケートを実施、テーマを絞った事業承継アンケートなども5割を対象に実施しています。その結果、きめ細かい支援を打ち出しているのです。

本県では、5か年計画「埼玉県産業元気・雇用アップ戦略」が策定中です。新戦略策定に当たって、四半期ごとに2200事業所のアンケートを行っていますが、県内約25万の事業所に対して0.9%に過ぎません。

産業労働部長に伺います。全事業所を視野とした実態調査となるよう、アンケートの対象を思い切って広げること、また、事業承継など個

別のテーマを設けて実施することについて、埼玉県中小企業振興基本条例の具体化のための検討会議を設け、実態に即した提言を行うべきと考えます。戸田市などでは、振興会議を結成し、関係団体の意向を反映する努力をしています。以上、3点、答弁を求めます。

A．上田清司知事

次に、「県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性のある支援」のうち、アベノミクスに関する評価についてでございます。

数値を追ってみますと、物価はデフレ脱却とはいかないもののプラス基調となり、GDPも直近の平成28年1月から3月期は実質年率換算で1.9%の伸びになっております。失業者も平成27年は平成24年と比べて53万人減少し、失業率は4.1%から3.3%へ低下しております。

一方、労働者の賃金の上昇にはやや課題があります。平成27年度の物価変動の影響を除いた実質賃金は前年と比べて0.1%減少し、5年連続で減っております。御指摘のとおりです。

近年、就業者数が増えている福祉や介護の分野では給与水準が低い状態にございます。また、平成27年と平成24年と比較して正規労働者はほぼ横ばいですが、非正規労働者数は142万人増えております。アベノミクスの大胆な金融緩和や機動的な財政政策は一定の成果を上げてきたものと思います。しかし、アベノミクスの成功の可否は構造改革によって経済を成長軌道に乗せていく成長戦略にあるのではないかと私は思っております。民間投資を喚起し、成長力を大きく底上げするには、中小企業の生産性を高める施策、また、より付加価値の高い産業へのシフト、先端産業の育成などが必要でございます。このような政策は、2年や3年で成果を出せるものではないと思います。したがって、私は評価できる点と評価しづらい点

があるという評価をしております。

A．産業労働部長

次に、御質問3、「県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性ある支援について」のお答えを申し上げます。

まず、(1)「全事業所を視野とした実態調査できめ細かな支援を」のうち、アンケートの対象を広げることについてでございます。

県では、中小企業の経営状況を継続的に把握するため、四半期経営動向調査を実施しております。中小企業の支援に当たっては、的確に課題を把握し、スピード感を持って取り組むことが大切でございます。また、アンケート調査を補うため、職員が直接企業を訪問して経営者の生の声を聞き、経営課題の把握を行っております。そのため、中小企業の業種のバランスに配慮しつつ、対象企業数を絞った調査としております。

なお、全事業所を対象とした調査である経済センサスを併せて活用してまいります。

次に、個別のテーマを設けて実施することについてでございます。

四半期経営動向調査は、景況感などの項目のほか、御指摘の事業承継や人手不足の状況など、毎回必要なテーマを設定して実施しております。今後も、この調査を通じて経営環境の変化による影響や、その時々課題への対応状況を把握し、中小企業の支援に努めてまいります。

最後に、検討会議を設け、実態に即した提言を行うべきについてでございます。

施策の実施に当たっては、日頃から関係団体との意見交換などにより中小企業の課題やニーズの把握に努めております。また、商工会議所、商工会の経営指導員による巡回指導などを通じて適切な支援を行っております。県では、こうした様々な機会を通じて関係団体の意見を伺っていることから、新たに検討会議を設置する必

要性は低いものと考えております。

(2) 所得税法第56条を廃止し、業者婦人の労働を正当に評価すること

Q. 村岡正嗣議員

中小商工業における働く業者婦人の役割は非常に大きいものがあります。しかし、それは正当に評価されておりません。所得税法第56条では、事業主と生計を一にする配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないと定めています。これは事業主の家族の労働の対価と事業の利益を一括して事業所得とする制度であるため、賃金が必要経費として認められないのです。業者婦人がどんなに一所懸命働いても、税制の上では正当な働き分は認められず、1人の働く人間として扱われていない。この第56条を廃止するよう業者婦人は訴え続けてきました。そして本年3月、国連女性差別撤廃委員会は所得税法が女性の経済的自立を妨げていることを懸念するなどと表明しています。昨年閣議決定した第4次男女共同参画基本計画においても、家族従業者の役割評価について税制の検討が提起されました。このことに関わり、県民生活部長に伺います。

国連女性差別撤廃委員会の見解と国の男女共同参画基本計画について、趣旨を明らかにしていただきたい。答弁を求めます。

A. 県民生活部長

御質問3、「県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性ある支援について」の(2)「所得税法第56条を廃止し、業者婦人の労働を正当に評価すること」についてお答えを申し上げます。

まず、国連女子差別撤廃委員会の見解についてでございます。

本年3月に発表された見解の内容は、家族経

営における女性の労働を評価し、女性の経済的独立を促すために、所得税法の見直しを検討することを求めるというものです。

次に、昨年12月25日に閣議決定された国の第4次男女共同参画基本計画についてでございます。

計画には、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和という分野があり、その中で自営業等における就業環境の整備という具体的な取り組みが盛り込まれています。その内容は、商工業等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業員として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討するというものです。所得税法第56条がここで言う検討すべき税制に含まれるかについては、衆議院財務金融委員会が財務大臣政務官が「含まれるというふうに考えております」と答弁しております。

(3) 若者が希望の持てる業界へ、改正「担い手3法」と建設産業の振興を

Q. 村岡正嗣議員

建設産業の不振打開のために2014年6月、改正担い手3法が施行されました。担い手3法の目的達成の必要条件是、建設労働者の賃金水準の向上にあります。若者が建設産業への入職を敬遠する1番の理由は、全産業の平均を21%も下回る給与水準の低さにあるのです。この間、国は設計労務単価を2013年度以降、3年連続で引き上げました。しかし、現場で働く労働者にはその効果は実感されていません。埼玉土建の行った昨年の賃金アンケートでは、前年と比べ賃金が上がったとの回答は15.6%に過ぎません。業種別の設計労務単価比は型枠工74.0%、鉄筋工は54.8%と賃金が設計労務単価にはるかに及びません。むしろ、かい離が広がるなど深刻な実態があります。

私は、設計労務単価の引き上げを実効性あるものへ、そのための実態把握が必要と繰り返し求めてきましたが、県は国交省の調査結果の利用にとどまっています。その点、新座市や上尾市、朝霞市などが直接市として労働環境の実態調査に乗り出したことは教訓的です。

そこで質問です。まず、県として直接賃金実態の調査に踏み出すこと、設計労務単価の引き上げを末端の建設労働者にまで反映させることについてお答えください。

低賃金と同時に、建設産業で働く若者の大きな悩みは休日の取れないことです。そこで、国交省では昨年より完全週休2日制工事の試行を始めました。完全週休2日制を選択する入札参加者を評価し、工期設定では4週8休の完全週休2日制の導入、試行結果は公表するなどにより政策誘導しようと試みています。ある中堅建設会社の社長は、土日もないという業界の文化はもう通用しませんと語っていますが、当然です。担い手確保の必要条件と言える完全週休2日制を埼玉県としても試行していただきたいがどうか。以上、県土整備部長より答弁を求めます。

次に、改正品確法に関わってです。NPO建設政策研究所による東京、埼玉、千葉、神奈川の首都圏調査によれば、この1年間で原価割れ工事を経験した事業主の割合は27.4%、埼玉では26.0%と深刻な結果です。改正品確法が画期的と言われる1つは、受注者の適正利潤の確保を発注者の責務としたことにあります。県として、この改正品確法の受注者の適正利潤の確保及び発注者の責務をどう実現するつもりか、岩崎副知事よりお答えください。

#### A．県土整備部長

御質問3、「県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性ある支援について」の(3)「若者が希望の持てる業界へ、改正『担い手3法』で建設

産業の振興を」のうち、県として直接賃金実態調査に踏み出すこと、設計労務単価の引き上げを末端の建設労働者にまで反映させること及び完全週休2日制工事の試行についてお答えを申し上げます。

まず、賃金実態の調査に踏み出すこと、設計労務単価の引き上げを末端の建設労働者にまで反映させることについてでございます。

公共工事の設計労務単価は、実態の賃金を反映できるよう国が全国的な調査を行っており、県もこの調査の一部を担っております。この設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるものであり、労働者へ支払われる実賃金を拘束するものではありません。労働者の賃金水準は労使間の契約であるため、基本的には企業の方々に対応していただく必要がございます。現場の労働者の賃金が十分な水準に達していない理由の1つとして、下請が何層にも重なることにより各段階で経費が発生し、最前線で働く労働者に適切な賃金が支払われないという問題がございます。県といたしましては、こうした重層下請構造の改善に向けて取り組んでまいります。

次に、完全週休2日制工事の試行についてでございます。

若者が休日を取りにくいということについて、県では平成28年度より総合評価方式で4週8休を確保する工程管理を加点評価する取り組みを試行してまいります。今後とも、若者が希望の持てる建設業となるよう努めてまいります。

#### A．岩崎副知事

御質問3、「県内中小企業の振興へ、実態把握と実効性ある支援について」の(3)「若者が希望の持てる業界へ、改正『担い手3法』で建設産業の振興を」のうち、受注者の適正利潤の確保及び発注者の責務についてお答えを申し上げます。

平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる改正品確法では、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成確保されることを目的に、受注者が適正利潤を確保できるよう発注者の責務が明確にされました。具体には、予定価格の適正な設定、適切な設計変更及びダンピング受注の防止などが位置付けられました。

まず、予定価格の適正な設定についてですが、予定価格の基となる設計金額の積算に当たっては実勢価格を適切に反映させております。設計労務単価につきましては国が1万3千件の工事、約16万人の賃金データを基に都道府県ごとに定めた単価を採用し、国が改定した場合には速やかに県の単価に設定しております。平成25年4月以降、これまで4度にわたり引き上げ、その上昇率は全職種平均で30%を上回っております。

また、資材単価につきましても年2回の全面改定のほか、コンクリートや鉄筋など22種類の主要資材について毎月価格を調査し、一定の変動があった場合にはその都度反映させております。

次に、適切な設計変更につきましては、受注者、発注者双方にとって共通の手引書となる設計変更ガイドラインを平成26年度に作成し、適切に実施しているところでございます。

さらに、工事の契約締結後、例えば資材価格や労務単価が急激に高騰した場合には、変更契約で増額できる、いわゆるスライド制度も導入しております。

次に、ダンピング受注の防止につきましては、全ての建設工事の入札に最低制限価格制度または低入札価格調査制度を適用しております。この制度における最低制限価格などにつきましては、平成20年度以降6回の見直しを行い、最近では本年5月に引き上げを行っております。これらの取り組みにより、国の調査によれば企業の利益率や労働賃金の水準は改善傾向が見ら

れる状況でございます。今後とも、建設関係団体等との意見交換を通じて業界の実態を把握し、中長期的な担い手確保育成が図られるようしっかりと取り組んでまいります。

#### 4 すべての県民に文化芸術活動が保障される県政へ

##### (1) 公立による文化芸術施設の役割とその推進について

Q. 村岡正嗣議員

先月、日本を代表する演出家である蜷川幸雄さんがお亡くなりになりました。心より御冥福をお祈り申し上げます。蜷川さんは、埼玉県川口市出身、2006年に彩の国さいたま芸術劇場芸術監督に就任し、高齢者を対象としたさいたまゴールド・シアターを創設しました。この10年間に、パリ、香港など海外公演も成功させるなど、世界の注目する劇団へと育てられました。若手育成を目的としたさいたまネクスト・シアターの活動にも力を注いでこられました。本当に残念でなりません。

そこで、知事に伺います。知事の言われる蜷川レガシー、遺産の継承について、さらに、彩の国さいたま劇場は創造する劇場として全国に知られていますが、その評価について、併せてお答えください。

さいたま芸術劇場は、その使命の1つに地域のまちづくりの核となることを明確に位置付けています。また、鑑賞機会の少ない地域への出張活動などを行っていることは承知していますが、私は特に公立の芸術劇場の使命として、貧困や障害を持つなど劇場に1番遠い位置にいる人々へ感動を提供する役割があると考えますが、県民生活部長よりお答えください。

A．上田清司知事

最後に、「すべての県民に文化芸術活動が保障される県政へ」のお尋ねのうち、「公立による文化芸術施設の役割とその推進について」でございます。

まず、蜷川レガシーの継承についてでございます。

私は、故蜷川幸雄芸術監督が彩の国さいたま芸術劇場において一貫して追求された精神は、既成概念をはるかに超えた想像力、そして妥協のない人材育成であったのではないかと受け止めております。これが蜷川レガシーの核になる考えであると思っております。既成概念をはるかに超えた想像力の代表的なものの1つが、日本の美意識を取り入れた世界でも類を見ないシェイクスピア作品全37作品を上演する彩の国シェイクスピアシリーズであったのではないかと思います。

また、素人の高齢者が主演となり、新たな舞台芸術の境地を開いた演劇集団「さいたまゴールド・シアター」の立ち上げがあります。今年12月には、蜷川監督が育てた人たちによって蜷川監督が最後まで開催を望んだ大群衆劇「1万人のゴールド・シアター2016」の上演を目指しています。そして、妥協のない人材育成としては、時には怒鳴るなど厳しい指導の下、藤原竜也さんをはじめ多くの優れた俳優を彩の国さいたま芸術劇場から育て上げられました。

その一方で、さいたまネクスト・シアターを立ち上げ、無名の若手俳優の育成にも力を注いでおられました。こうした取り組みは、蜷川監督なくして成し得なかったものばかりであり、監督が亡くなった今、私は改めて残されたレガシーの大きさに、ただ本当に残念という思いでございます。

蜷川監督の告別式では、女優の大竹しのぶさんが弔辞の中で「劇場という場所には、そのうちにさえ先人たちの魂が宿ると言われています」

とおっしゃいました。私は、彩の国さいたま芸術劇場には蜷川監督の魂が至る所に宿っているのではないかと思います。私は、蜷川監督が残されたこのような蜷川レガシーを監督が育てたスタッフや役者とともに、未来に継承をしていただきたいと思います。

次に、創造する劇場として全国的に知られている彩の国さいたま芸術劇場の評価についてでございます。

彩の国さいたま芸術劇場は、御案内のとおり舞台の奥行きが広く、また舞台が観客席から近い構造であることから、大掛かりで観客と一体となった演出ができるという特徴がございます。このような特徴を持つ彩の国さいたま芸術劇場から独自に作り込まれた優れた作品が次々と生み出され、国内外で高い評価を得てきました。

かつて、蜷川監督から伺ったことがございます。彩の国さいたま芸術劇場は仕事がしやすい場所なんだ。こういう優れた劇場は世界でも5つとないだろうというお褒めの言葉をいただきました。よく覚えております。

私は、彩の国さいたま芸術劇場が正に創造する劇場の名に値すると思っております。その名を一層高めるため、創造性の高い芸術作品が提供できる環境を引き続き皆さんの知恵をお借りしながらつくっていきたいと考えております。

A．県民生活部長

次に、御質問4、「すべての県民に文化芸術活動が保障される県政へ」についてお答えを申し上げます。

まず、(1)「公立による文化芸術施設の役割とその推進について」でございます。

彩の国さいたま芸術劇場では、県民に開かれた公立劇場として地域のにぎわいづくりや様々な文化芸術事業を実施しています。現在、無料で気軽に音楽を楽しむコンサートや青少年、高齢者、障害者を対象とした割引を実施している

公演がございます。人気振付師の近藤良平さんと県内の障害者が結成したダンスチーム「ハンドルズ」の公演は、埼玉初の新たな取り組みとして高く評価されています。今後も公立の芸術劇場として県民誰もが楽しみ、感動できる機会を数多くつくってまいります。

## (2) 県民と地域に愛される公立美術館へさらなる支援を

### Q・村岡正嗣議員

北浦和公園内にある黒川紀章氏設計の埼玉県立近代美術館は、近現代美術を中心に自主企画に積極的で埼玉の作家を大事にする美術館と評判です。2013年には入館者700万人を達成し、昨年4月にリニューアルオープンしました。現在、第66回となる県展が開催されていますが、埼玉の県展は今や全国トップクラスと言われるほどです。

知事に伺います。全国に誇れる埼玉県立近代美術館の価値について、知事の評価をお答えください。

この3月、日本近代美術史にその名を残す明治の洋画家の106年ぶりの回顧展、原田直次郎展を見ましたが、その迫真の描写には圧倒されました。1万2千人を超える方々が訪れたのもうなずけるところです。この原田直次郎展は、埼玉、神奈川、岡山、島根の4つの県立美術館による合同の全国巡回展で、1館ではこうした規模の美術展開催は困難です。公立美術館間でのネットワークがこれを可能にさせたのです。

そこで伺います。今後も、更にネットワークの拡充を図ることについて、ネットワーク形成には学芸員の存在が不可欠ですが、本県の学芸員は10人です。同規模県の神奈川県や愛知県の学芸員は15人です。学芸員の増員を図るべきです。教育長よりお答えください。

### A・上田清司知事

次に、「県民と地域に愛される公立美術館へさらなる支援を」についてでございます。

近代美術館は日本画家の橋本雅邦など、埼玉ゆかりの作家からモネ、ピカソなど海外の巨匠まで幅広く優れた美術作品を所蔵し、活用することで県民が美術と出会う機会を提供しています。また、著名な建築家であります黒川紀章が初めて手掛けた美術館として、建物を見るだけでもその価値が見出せるとも言われています。さらに、見て触れて美術と出会う目的から、館内のあらゆるところに優れたデザインの椅子を配置し、観覧者が自由に座って楽しむことができる椅子の美術館としても全国で有名だと伺っております。私も、近代美術館において世界的な芸術家であります草間彌生さんの展覧会やピカソの陶芸展などを鑑賞し、独自の作風に大変感銘を覚えたこともございます。

また、全国最大規模の県美術展覧会をはじめ、工芸展や書道展など県民主体の様々な展覧会が開催されており、私も時間の許す限り拝見しております。どの展覧会も、県民の熱意やひたむきさを肌で感じることができ、正に県民に根付いたすばらしい美術館であると認識しております。このほか、美術館の規模は小さいですが、学芸員の知恵や工夫を生かし、ほかの美術館とのネットワークを駆使した企画展を毎年開催しております。例えば、昨年度は全国の美術館や美術専門家と協力し、障害者アートの展覧会である「すごいぞ、これは！」を開催し、マスコミにも多く取り上げられ、全国的にも注目されました。これは文化庁の戦略的芸術文化創造推進事業に全国から応募のあった73件中、採択を受けた27件の中でも障害者アートの芸術性を高める先見的な取り組みとして大変高い評価を受けたものでもございます。このように、多彩な活動を展開している近代美術館は、県民が美術と出会い、新たな考え方や価値を発見する拠点施設として欠かせない存在だと考えており

ます。

A．県民生活部長

次に、御質問4、「すべての県民に文化芸術活動が保障される県政へ」についてお答えを申し上げます。

まず、(1)「公立による文化芸術施設の役割とその推進について」でございます。

彩の国さいたま芸術劇場では、県民に開かれた公立劇場として地域のにぎわいづくりや様々な文化芸術事業を実施しています。現在、無料で気軽に音楽を楽しむコンサートや青少年、高齢者、障害者を対象とした割り引きを実施している公演がございます。人気振付師の近藤良平さんと県内の障害者が結成したダンスチーム「ハンドルズ」の公演は、埼玉初の新たな取組として高く評価されています。今後も公立の芸術劇場として県民誰もが楽しみ、感動できる機会を数多くつくってまいります。

A．教育長

御質問4、「すべての県民に文化芸術活動が保障される県政へ」についてお答えを申し上げます。

まず、(2)「県民と地域に愛される公立美術館へさらなる支援を」についてでございます。

公立美術館においては、全国の公立美術館143館が加盟する美術館連絡協議会という団体がございます。議員お話しの原田直次郎展は、この協議会に加盟する埼玉、神奈川、岡山、島根の四つの美術館による巡回展で、本県近代美術館が中心となって企画立案したものです。また、今年度は日本におけるキュビズムという企画展を埼玉、鳥取、高知の3館が共同研究の上、巡回することとなっております。このような企画展の開催は、美術館同士、学芸員同士のネットワークにより実現した相互教育の良い例と言

えます。

学芸員を増員すべきとの御提案につきましては、教育局の定数削減を進めている中であり、困難ではございますが、更に近代美術館の価値を高められるよう努めてまいります。

(3) 県内の名建築を文化財として再評価し未来をつなげること

Q．村岡正嗣議員

東京・上野の国立西洋美術館の世界文化遺産登録がほぼ確実となりました。設計は近代建築の世界三大巨匠の一人、ル・コルビュジエです。弟子であった前川國男は、その実施設計に協力した1人で、東京文化会館の設計をはじめ戦後日本の建築界をリードした建築家です。今、コルビュジエとともに弟子たちの名建築の再評価が叫ばれています。

本県には、前川國男作品として埼玉会館、埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立自然の博物館があります。埼玉会館の外観は、黄褐色の陶磁器風タイルが特徴で、打ち込みタイル工法で造られています。コンクリートを流し込む木の型枠の内側にあらかじめタイルを固定し、そこに生コンクリートを流し込んでタイルとコンクリートを一体化しています。後張りタイル工法と比べ、耐久性が格段に高くなるのです。前川國男は、当時の大量生産・大量消費の潮流を厳しく批判し、建築は丈夫で長持ちさせるべきと考え、打ち込みタイル工法を採用したのです。また、建物主要部を敷地の高低差を利用して地中に沈め、その上にエスプラナードと呼ばれる開かれた中庭を巡らせました。市街地の中にゆったりとした憩いの空間を生み出したのです。埼玉県立歴史と民俗の博物館も名建築と言われ、1974年には日本芸術院賞を受賞しています。名建築は、地域の歴史や記憶と向き合い、その

景観とともに人々の生活に潤いをもたらす存在です。公共施設の保存と今後の在り方にもヒントを与えるものとなるはずです。

そこで伺いますが、本県に所在する前川國男による建築作品について、文化財としての再評価を行っていただきたいが、教育長の答弁を求めます。

また、埼玉会館では現在大規模改修工事が行われており、来年のリニューアルオープンの待たれるところですが、広く県民に前川國男作品としての魅力と価値を伝える企画等を実施していただきたい。県民生活部長よりお答えください。

以上で私の質問を終わります。

#### A．県民生活部長

次に、(3)「県内の名建築を文化財として再評価し未来へつなげること」についてでございます。

前川國男氏の設計により昭和41年に開館した現在の埼玉会館は、前川建築の特徴が際立つ建築物として知られています。現在、老朽化に伴い改修工事中でございますが、外観は外壁の補修を行うにとどめ、開館当時と変わらぬ姿を保つこととしています。これまでも、前川建築の魅力を紹介するパネルの展示や前川建築設計事務所の協力を得た建築セミナーなどを実施してまいりました。来年4月のリニューアルオープン後におきましても、前川建築の設計思想や特徴をテーマにした建築セミナーや建物見学ツアーを実施することとしております。実施に当たっては、一般の方に加えて建築を志す若い方々にもお越しいただくなど、前川建築の魅力と価値を広く発信してまいります。

#### A．教育長

次に、(3)「県内の名建築を文化財として再

評価し未来へつなげること」についてでございます。

御質問の前川國男氏による埼玉会館、埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立自然の博物館の3つの公共建築は現在も多くの県民に御利用いただいております。特に、歴史と民俗の博物館につきましても、平成10年に国の公共建築百選にも選定されるなど高く評価されております。

文化財としての再評価をという御質問ですが、建造物を県指定の有形文化財に指定する場合には、まず、同じ年代の建造物について総合的な調査を行うことが必要となります。本県にある前川國男氏による3つの建築は、昭和40年代から50年代に建てられたものです。これらの建築は年代的に新しく、同年代の建造物の数は膨大であるため、現状では総合的な調査を行うことは大変困難です。そのため、現時点において県指定有形文化財に指定することは難しいと考えております。

県といたしましては、公共建築として高く評価されておりますので、将来に向けてどのような方法でその文化財としての価値を評価するかについて研究してまいります。

#### Q．再質問 村岡正嗣議員

再質問を行います。知事と岩崎副知事に一問ずつさせていただきます。

最初に、知事の方ですけれども、創造する劇場について、このさいたま芸術劇場は優れた舞台だというお話もありまして、引き続いてそれをつくっていききたいという決意が示されたなど受け止めております。それ自体は私も大変評価したいと思うんですが、本当にこれは優れた舞台だということは私も承知してまいりまして、舞台の広さ等は国内最高レベルだという評価ですね。ただ、その半面、マックスで776席でオーケ

ストラピットを使うと680席ですよ。ということは、優れた芸術を提供しようとする、なかなか客席数が取れないというハンディが当然あるわけで、経営的に見るとつらいところがあるわけです。そのことも当然、首長として、知事としては承知の上でね、しかしこの創造する劇場というものについて価値を評価して引き続いてつくっていくという決意と私は受け止めているんですが、知事の答弁にはそこについては触れられておらなかったんで、確認の意味で是非、そのことも十分承知の上で今後も県として支えていくのかということをお答えをいただきたいと思います。

それから、岩崎副知事にはですね、どうも現状認識が違っているなというところがあります。改正品確法について、その中身とそれぞれの施策についてこうやっているというお話があって、適切に実施をしていると、改善傾向にあるという御答弁だったんですが、やはり実態は全く改善しているという声は私ども聞いておりません。

例えば、全国建設業協会の実施した去年9月の改正品確法の効果について、どうだったかというアンケートをやっているわけです。そうしますと、前年と比較して利益が良くなったと答えたのは14.5です。悪いというのが49.6、変わらないが35.9、だから全くこの効果を感じられていないです。これが実態なんです。こういう状態では、労働者の賃金改善は難しいのは当たり前なんです。

一部良くなっているという話があったんだけど、これは超大手ゼネコンの業績回復が後ろを押しているということも一部あるわけですよ。そういう意味では岩崎副知事、現状認識、全国建設業協会のアンケートを私が紹介するまでもなく、なかなか改正品確法の効果は出ていないんだと、上がっていないんだという、こういう認識をお持ちなのかと、その上に立って、効果があるためにどうしたらいいかということをもっと具体的にやる必要があると思うので、

先ほどの答弁では不十分じゃないかと私は思っておりますが、もう一度お答えいただきたいと思えます。

A. 上田知事

村岡正嗣議員の再質問にお答えします。

創造する劇場についての思いについての見識を伺いましたが、ふだん重要な点で意見が異なることが多いんですが、ここは全く一致したと思っております。

A. 岩崎副知事

村岡正嗣議員の再質問にお答えをいたします。

これまでも、建設関係団体とは定期的に意見交換を行ってまいりました。今後とも、建設関係団体等との意見交換を通じまして業界の実態を把握し、中長期的な担い手の確保育成が図られるよう、しっかりと発注者の責務として取り組んでまいりたいと思えます。